第三十九条の百第三項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十九条の百六第二項を次のように改める。

2　法第六十八条の七十八第一項の表の第一号の下欄のロに規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法第二条第四項に規定する都市開発区域とする。

第三十九条の百六第四項第一号中「第一号の下欄に規定する市街化区域又は同号の上欄に規定する既成市街地等の」を「第二号の上欄に規定する」に、「土地等であり」を「土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）であり」に、「同表の第二号」を「同号」に改める。

第三十九条の百十一第一項中「第七十五条第七項」の下に「（地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項ただし書中「申告基準日」を「法人税申告基準日」に、「係るものでその」を「係るもの又は地方法人税法第十九条第五項の規定によりその提出期限が延長された同条第一項の規定による申告書に係る課税事業年度（同法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の地方法人税に係る利子税のうち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十条第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「地方法人税申告基準日」という。）が特例期間内に到来する課税事業年度の地方法人税に係るもので、これらの」に改め、同条第二項中「その申告基準日」を「その法人税申告基準日」に改め、「利子税」の下に「及び特例期間内にその地方法人税申告基準日の到来する地方法人税に係る地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項に規定する利子税」を加え、「同項」を「これら」に、「申告基準日に」を「法人税申告基準日又は当該地方法人税申告基準日に」に改める。

第三十九条の百十二第八項中「の取引の対象となる資産」を「で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のもの」に、「又は提供される」を「その他の方法によつて移転又は提供される」に、「当該販売、譲渡、貸付け」を「当該移転」に改め、同条第十三項第一号中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に、「条約を」を「租税条約を」に改め、同条第十四項中「延滞税は、」を「延滞税は」に、「とする」を「とし、同条第二十二項に規定する地方法人税に係る延滞税は同条第一項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする」に改める。

第三十九条の百十二の二第一項中「法人税の額及び」の下に「地方法人税の額並びに」を、「当該法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加え、同項第二号中「この号」の下に「及び第四号」を加え、同項に次の二号を加える。

三　法第六十八条の八十八の二第一項に規定する申立てに係る更正決定（法第六十八条の八十八第十八項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号及び第三項第四号において同じ。）により納付すべき地方法人税の額（次号において「更正決定に係る地方法人税の額」という。）から、当該更正決定のうち法第六十八条の八十八の二第一項に規定する地方法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる地方法人税の額（次号において「猶予対象以外の地方法人税の額」という。）を控除した金額

四　更正決定に係る地方法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額から、猶予対象以外の地方法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額を控除した金額

第三十九条の百十二の二第二項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加え、同条第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、猶予期間が三月」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　納付すべき更正決定に係る地方法人税の地方法人税法第七条に規定する課税事業年度、納期限及び金額

五　前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

第三十九条の百十二の二第四項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える。

第三十九条の百十三の二第一項中「第六十八条の六十三第一項、第六十八条の六十三の二第一項及び第四項」を「第六十八条の六十三第一項及び第二項、第六十八条の六十三の二第一項及び第五項」に改め、同条第十六項中「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる」を「同項第五号に規定する恒久的施設を有する同項第一号の二に規定する」に、「法人税法第百四十一条第一号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に改める。

第三十九条の百十五第一項第四号ハ及びニ中「又は同条第九項」を削る。

第三十九条の百十八第九項から第十一項までの規定中「連結国外所得金額」を「調整連結国外所得金額」に改める。

第三十九条の百二十四の三を第三十九条の百二十四の四とし、第三十九条の百二十四の二の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第三十九条の百二十四の三　法第六十八条の百二の四第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第十四条の八第三号中「帰属事業年度」とあるのは「帰属事業年度）（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同令第百二十五条第一項中「提供の日」とあるのは「提供の日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」と、「おいて同項」とあるのは「おいて法第六十三条第一項」と、同令第百二十七条中「引渡しの期日」とあるのは「引渡しの期日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項中「第六十八条の六十三第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第六十八条の六十三の二第四項」を「第六十八条の六十三の二第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）

第三十九条の百二十六の二　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十八条の百七の二第四項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

2　第三十九条の百十二第十項、第十一項、第十三項及び第十四項並びに第三十九条の百十二の二の規定は、連結法人の法第六十八条の百七の二第一項に規定する本店等と同項に規定する国外事業所等との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十項において法第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに法第六十八条の八十八の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十九条の百十二第十一項中「同条第二項第一号ニ」とあるのは「法第六十八条の百七の二第二項の規定により法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号ニ」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」とあるのは「財産」と、「連結して記載」とあるのは「記載」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とされるべき額」と、同項第二号から第五号までの規定中「の対価の額」とあるのは「の対価の額とされるべき額」と、同条第十四項中「同条第一項」とあるのは「法第六十八条の百七の二第一項」と、「同条第二十二項」とあるのは「同条第十項において読み替えて準用する法第六十八条の八十八第二十二項」と、第三十九条の百十二の二第四項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法」と読み替えるものとする。